

(別紙2)

新旧対照表

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
障発第1031001号	障発第1031001号
平成18年10月31日	平成18年10月31日
一部改正	一部改正
障発第0402003号	障発第0402003号
平成19年4月2日	平成19年4月2日
一部改正	一部改正
障発第0331021号	障発第0331021号
平成20年3月31日	平成20年3月31日
一部改正	一部改正
障発第0331041号	障発第0331041号
平成21年3月31日	平成21年3月31日
一部改正	一部改正
障発1007第3号	障発1007第3号
平成21年10月7日	平成21年10月7日
一部改正	一部改正
障発0928第1号	障発0928第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
一部改正	一部改正
障発0330第5号	障発0330第5号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正	一部改正
障発0329第16号	障発0329第16号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正	一部改正
障発0331第51号	障発0331第51号
平成26年3月31日	平成26年3月31日
一部改正	一部改正
障発1001第1号	障発1001第1号
平成26年10月1日	平成26年10月1日
一部改正	一部改正
障発0331第21号	障発0331第21号
平成27年3月31日	障発0331第21号
最終改正	最終改正
障発0330第11号	障発0330第11号
平成28年3月30日	平成27年3月31日

<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年9月29日に公布され、10月1日(精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年4月1日)から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図らねばならない。</p> <p>なお、平成18年4月3日付け障害第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年4月3日付け障害第0403004号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18年9月30日限り廃止する。</p> <p>記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付等单位数表(平成十八年厚生労働省告示第五百二十</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年9月29日に公布され、10月1日(精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年4月1日)から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図らねばならない。</p> <p>なお、平成18年4月3日付け障害第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年4月3日付け障害第0403004号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18年9月30日限り廃止する。</p> <p>記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付等单位数表(平成十八年厚生労働省告示第五百二十</p>
---	---

<p>三号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において二月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(二)～(六) (略)</p> <p>⑩～⑱ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指</p>	<p>三号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(二)～(六) (略)</p> <p>⑩～⑱ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所である基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供</p>	<p>三号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において二月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(二)～(六) (略)</p> <p>⑩～⑱ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指</p>	<p>三号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(二)～(六) (略)</p> <p>⑩～⑱ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所である基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供</p>
--	---	--	---

<p>定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの ②～⑪（略） (2) 生活訓練サービスマニフェスト ① 生活訓練サービスマニフェストの区分について （一）～（三）（略） （四）基準該当生活訓練サービスマニフェストについては、次のいずれかに該当する利用者（介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）である基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に通所させて、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの ②～⑭（略） (3)～(6)（略） 第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1 指定地域移行支援 (1)・(2)（略） (3) 地域相談支援報酬告示第1の1の2の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後</p>	<p>した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの ②～⑪（略） (2) 生活訓練サービスマニフェスト ① 生活訓練サービスマニフェストの区分について （一）～（三）（略） （四）基準該当生活訓練サービスマニフェストについては、次のいずれかに該当する利用者（介護保険法による指定通所介護事業所である基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に通所させて、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの ②～⑭（略） (3)～(6)（略） 第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1 指定地域移行支援 (1)・(2)（略） (3) 地域相談支援報酬告示第1の2の2の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後</p>
--	--

<p>病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>い。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四 (略)</p>	<p>病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>い。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四 (略)</p>
---	---